

令和8年8月6日

会 員 各 位

公益社団法人新潟県薬剤師会
会長 荻野 構一

令和8年熊本地震義援金の募集について

いつも当会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、日本薬剤師会より義援金の募集を開始する旨の通知がありました。

つきましては、本会としてもこの募金に協力するとともに、会員の皆様に募金への協力をお願いすることといたしました。義援金は下記の日本薬剤師会の口座へ直接お振り込みください。

何卒、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 義援金送金先(恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。)

【郵便振替貯金口座】:00120-7-13712

【口座名義】:公益社団法人 日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「令和8年熊本地震義援金」である旨ご記載下さい。(通信欄がない場合は払込人名の前に「クマモトギエンキン」と付記して下さい。)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名(〇一九店(ゼロイチキョウ店)、支店コード019)及び預金種別(当座)の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

※送金していただいた義援金は原則として返金いたしません。

2 義援金の取扱期間

令和8年8月3日から当分の間(締切:令和8年10月末日)

3 義援金の取扱い方法

日本薬剤師会から、被災された県薬剤師会を通じ被災会員に贈呈されます。

4 募集結果の報告

都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びに日薬ホームページに掲載されます。

5 義援金の税制上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除(所得控除、または税額控除)、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行されます。「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」(Excelファイル)に必要事項をご入力の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送り下さい。(gienkin@nichiyaku.or.jp)

「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」は <https://x.gd/F4q48> か右のQRコードからダウンロードしてください。着金確認後、ご入力の住所へ領収書が送付されます。領収書発行にお時間をいただく場合がございます。



なお、寄附金控除等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

【義援金の振込みについての問合せ先】

日本薬剤師会会計・厚生課 TEL03-3353-1190

〒160-8389東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階